

| 改 正 案                                                                                                                                                             |                 |                            | 現 行                                                                                                                                                               |                 |                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を次のように定める。                                                                                                |                 |                            | 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を次のように定める。                                                                                                |                 |                            |
| 鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件                                                                                                                                              |                 |                            | 鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件                                                                                                                                              |                 |                            |
| 建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十七条第二項に規定する鉄骨造の継手又は仕口の構造は、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。                                                               |                 |                            | 建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十七条第二項に規定する鉄骨造の継手又は仕口の構造は、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。                                                               |                 |                            |
| Ⅰ 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下「ボルト等」という。）による場合                                                                                                                              |                 |                            | Ⅰ 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下「ボルト等」という。）による場合                                                                                                                              |                 |                            |
| イ ボルト等の縁端距離（当該ボルト等の中心軸から接合する鋼材の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）は、ボルト等の径及び接合する鋼材の縁端部の種類に応じ、それぞれ次の表に定める数値以上の数値としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。 |                 |                            | イ ボルト等の縁端距離（当該ボルト等の中心軸から接合する鋼材の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）は、ボルト等の径及び接合する鋼材の縁端部の種類に応じ、それぞれ次の表に定める数値以上の数値としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。 |                 |                            |
| ボルト等の径（単位 ミリメートル）                                                                                                                                                 | 縁端距離（単位 ミリメートル） |                            | ボルト等の径（単位 ミリメートル）                                                                                                                                                 | 縁端距離（単位 ミリメートル） |                            |
|                                                                                                                                                                   | せん断縁又は手動ガス切断縁   | 圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等 |                                                                                                                                                                   | せん断縁又は手動ガス切断縁   | 圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等 |
| Ⅰ〇以下の場合                                                                                                                                                           | ⅠⅧ              | ⅠⅠⅠ                        | Ⅰ〇以下の場合                                                                                                                                                           | ⅠⅧ              | ⅠⅠⅠ                        |
| Ⅰ〇を超えⅠⅠ以下の場合                                                                                                                                                      | ⅠⅡⅢ             | ⅠⅠⅧ                        | Ⅰ〇を超えⅠⅠ以下の場合                                                                                                                                                      | ⅠⅡⅢ             | ⅠⅠⅧ                        |
| ⅠⅡを超えⅠⅠⅠ以下の場合                                                                                                                                                     | ⅠⅠⅠⅠ            | ⅠⅡⅢⅢ                       | ⅠⅡを超えⅠⅠⅠ以下の場合                                                                                                                                                     | ⅠⅠⅠⅠ            | ⅠⅡⅢⅢ                       |
| ⅠⅠⅠを超えⅠⅡⅢ以下の場合                                                                                                                                                    | ⅢⅢⅢ             | ⅠⅠⅠⅠ                       | ⅠⅠⅠを超えⅠⅡⅢ以下の場合                                                                                                                                                    | ⅢⅢⅢ             | ⅠⅠⅠⅠ                       |
| ⅠⅡⅢを超えⅠⅡⅢⅢ以下の場合                                                                                                                                                   | ⅢⅢⅠⅠ            | ⅠⅡⅠⅠ                       | ⅠⅡⅢを超えⅠⅡⅢⅢ以下の場合                                                                                                                                                   | ⅢⅢⅠⅠ            | ⅠⅡⅠⅠ                       |

|                                           |                |                |
|-------------------------------------------|----------------|----------------|
| 一一を超え一二以下の場合                              | 四四             | 三三             |
| 一二を超え一七以下の場合                              | 四九             | 三六             |
| 一七を超え二〇以下の場合                              | 五四             | 四〇             |
| 二〇を超える場合                                  | $\frac{9d}{5}$ | $\frac{4d}{3}$ |
| この表において、 $d$ は、ボルト等の径（単位 ミリメートル）を表すものとする。 |                |                |

ロ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、次に掲げる鋼材の種類に応じ、それぞれ次の①又は②に定める状態としなければならない。ただし、令第九十一條の二に規定する許容せん断応力度を摩擦係数に応じて低減させて構造計算を行う場合においては、当該摩擦面に溶融亜鉛メッキ等を施すことができる。

- ① 炭素鋼 黒皮等を除去した後に自然放置して表面に赤さびが発生した状態又はショットブラスト、グリッドブラスト等の方法によってこれと同等以上の摩擦係数を有する状態
- ② ステンレス鋼 無機ステンレス粉末入塗料塗装処理、ステンレス粉末ブラスト溶射処理等の方法によって①と同等以上の摩擦係数を有する状態

二 溶接による場合 次に定めるところによる。

イ 溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし、かつ、次に定めるところによらなければならない。

|                                           |                |                |
|-------------------------------------------|----------------|----------------|
| 一一を超え一二以下の場合                              | 四四             | 三三             |
| 一二を超え一七以下の場合                              | 四九             | 三六             |
| 一七を超え二〇以下の場合                              | 五四             | 四〇             |
| 二〇を超える場合                                  | $\frac{9d}{5}$ | $\frac{4d}{3}$ |
| この表において、 $d$ は、ボルト等の径（単位 ミリメートル）を表すものとする。 |                |                |

ロ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、次に掲げる鋼材の種類に応じ、それぞれ次の①又は②に定める状態としなければならない。ただし、令第九十一條の二に規定する許容せん断応力度を摩擦係数に応じて低減させて構造計算を行う場合においては、当該摩擦面に溶融亜鉛メッキ等を施すことができる。

- ① 炭素鋼 黒皮等を除去した後に自然放置して表面に赤さびが発生した状態又はショットブラスト、グリッドブラスト等の方法によってこれと同等以上の摩擦係数を有する状態
- ② ステンレス鋼 無機ステンレス粉末入塗料塗装処理、ステンレス粉末ブラスト溶射処理等の方法によって①と同等以上の摩擦係数を有する状態

二 溶接による場合 次に定めるところによる。

イ 溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし、かつ、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 柱とはりとの仕口のタイアフラムとフラスコのすれにおいては、タイアフラムとフラスコの間に配置する鋼材の厚さが、フラスコの厚さよりも大きく場合にあつては当該フラスコの厚さの四分の一の値以下かつ五センチメートル以下とし、当該フラスコの厚さ以下の場合にあつては当該フラスコの厚さの五分の一の値以下かつ四センチメートル以下としなければならない。ただし、仕口部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するよつに適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (2) 梁合せ継手の食い違ひは、鋼材の厚さが十五センチメートル以下の場合にあつては一・五センチメートル以下とし、厚さが十五センチメートルを超える場合にあつては厚さの十分の一の値以下かつ三センチメートル以下でなければならない。この場合において、通しタイアフラム（柱の断面を横断するタイアフラムをいふ。以下同じ。）とはりフラスコの溶接部にあつては、はりフラスコは通しタイアフラムを構成する鋼板の厚みの内部で溶接しなければならない。ただし、継手部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するよつに適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (3) 〇・三センチメートルを超えるアンダーカットは、存在してはならない。ただし、アンダーカット部分の長さの総和が溶接部分全体の長さの十パーセント以下であり、かつ、その断面が鋭角的でない場合にあつては、アンダーカットの深さを一センチメートル以下とするじやできる。

(4) 溶接後に鋼板のめつち部分の補修を行う場合は、日本工業規格K5611-14（シハククロメートルおびサぬベヤント）—1995に規定するシハククロメートル又はシハククロメートルおびサぬベヤントによる。

- (1) 柱とはりとの仕口のタイアフラムとフラスコのすれにおいては、タイアフラムとフラスコの間に配置する鋼材の厚さが、フラスコの厚さよりも大きく場合にあつては当該フラスコの厚さの四分の一の値以下かつ五センチメートル以下とし、当該フラスコの厚さ以下の場合にあつては当該フラスコの厚さの五分の一の値以下かつ四センチメートル以下としなければならない。ただし、仕口部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するよつに適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (2) 梁合せ継手の食い違ひは、鋼材の厚さが十五センチメートル以下の場合にあつては一・五センチメートル以下とし、厚さが十五センチメートルを超える場合にあつては厚さの十分の一の値以下かつ三センチメートル以下でなければならない。この場合において、通しタイアフラム（柱の断面を横断するタイアフラムをいふ。以下同じ。）とはりフラスコの溶接部にあつては、はりフラスコは通しタイアフラムを構成する鋼板の厚みの内部で溶接しなければならない。ただし、継手部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するよつに適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (3) 〇・三センチメートルを超えるアンダーカットは、存在してはならない。ただし、アンダーカット部分の長さの総和が溶接部分全体の長さの十パーセント以下であり、かつ、その断面が鋭角的でない場合にあつては、アンダーカットの深さを一センチメートル以下とするじやできる。

□ 鋼材を溶接する場合にあつては、溶接される鋼材の種類に応じ、それぞれ次の表に定める溶着金属としての性能を有する溶接材料を使用しなければならない。ただし、接合する鋼材の厚さが薄い場合、径の小さな鋼棒等である場合その他これらに類する溶接時の熱影響の小さい場合にあつては、溶接材料を使用せず当該鋼材の溶着による接合とすることが出来る。この場合において、当該継手又は仕口の性能は、これを行う鋼材と同等以上の性能であることを確かめなければならない。

| 溶接される鋼材の種類        | 溶着金属としての性能      |                         |
|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 四〇〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり二三・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり四〇〇ニコートン以上  |
| 四九〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり三二・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり四九〇ニコートン以上  |
| 五二〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり三五・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり五二〇ニコートン以上  |
| 一三三・五ニコートン級ステンレス鋼 | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり五二〇ニコートン以上  |

□ 鋼材を溶接する場合にあつては、溶接される鋼材の種類に応じ、それぞれ次の表に定める溶着金属としての性能を有する溶接材料を使用しなければならない。

| 溶接される鋼材の種類        | 溶着金属としての性能      |                         |
|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 四〇〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり二三・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり四〇〇ニコートン以上  |
| 四九〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり三二・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり四九〇ニコートン以上  |
| 五二〇ニコートン級炭素鋼      | 降伏点又は〇・二パーセント耐力 | 一平方ミリメートル当たり三五・五ニコートン以上 |
|                   | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり五二〇ニコートン以上  |
| 一三三・五ニコートン級ステンレス鋼 | 引張強さ            | 一平方ミリメートル当たり五二〇ニコートン以上  |

|                          |      |                          |
|--------------------------|------|--------------------------|
| 三三三三三三三三級<br>スチール鋼       | 引張強さ | 一平方メートル当たり六九<br>〇ニュートン以上 |
| 附 則<br>この告示は、公布の日から施行する。 |      |                          |

|                          |      |                          |
|--------------------------|------|--------------------------|
| 三三三三三三三三級<br>スチール鋼       | 引張強さ | 一平方メートル当たり六九<br>〇ニュートン以上 |
| 附 則<br>この告示は、公布の日から施行する。 |      |                          |